

小樽市営住宅条例の一部改正（素案）（小樽市営住宅条例新旧対照表）

改正後	改正前
<p>（入居の許可の取消し）</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、市営住宅の入居の許可を取り消し、及び当該市営住宅の明渡しを請求することができる。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居の許可を受けた者が当該許可の日から5日以内に入居しない場合</p> <p>(2) 市営住宅の入居者又は入居者と同居することを認められた者（以下「同居者」という。）が第10条の規定に違反し、又は第11条各号のいずれかに該当した場合</p> <p>(3) <u>市営住宅の入居者が第55条の3の規定による勧告に従わなかった場合</u></p>	<p>（入居の許可の取消し）</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、市営住宅の入居の許可を取り消し、及び当該市営住宅の明渡しを請求することができる。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居の許可を受けた者が当該許可の日から5日以内に入居しない場合</p> <p>(2) 市営住宅の入居者又は入居者と同居することを認められた者（以下「同居者」という。）が第10条の規定に違反し、又は第11条各号のいずれかに該当した場合</p>
<p>第2章 公営住宅</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第15条 公営住宅に入居することができる者は、法第23条に定める入居者資格を有する者（<u>暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び現に同居し、又は同居しようとする親族（法第23条第1号に規定する親族をいう。以下同じ。）が暴力団員である者（以下「暴力団員等」という。）を除く。）</u>）でなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者のうち、母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、特別低家賃公営住宅又は心身障害者向公営住宅（以下これらを「特定目的公営住宅」という。）に入居することができるものは、小樽市に住所を有する者でなければならない。</p> <p>3 特定目的公営住宅に入居できる者の条件等は、規則で定める。</p>	<p>第2章 公営住宅</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第15条 公営住宅に入居することができる者は、法第23条に定める入居者資格を有する者_____でなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者のうち、母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、特別低家賃公営住宅又は心身障害者向公営住宅（以下これらを「特定目的公営住宅」という。）に入居することができるものは、小樽市に住所を有する者でなければならない。</p> <p>3 特定目的公営住宅に入居できる者の条件等は、規則で定める。</p>

(同居の承認)

第18条の2 市長は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第27条第5項の規定による同居の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると市長が認める場合においては、第1号の規定は、適用しない。

- (1) 同居させようとする者が入居者の親族でない場合
- (2) 同居させようとする者が暴力団員である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公営住宅の管理に著しい支障があると認められる場合

(入居の承継の承認)

第18条の3 市長は、省令第11条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第27条第6項の規定による入居の承継の承認をしてはならない。

- (1) 当該承認を受けようとする者又は当該承認を受けようとする者と現に同居している者が暴力団員である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、公営住宅の管理に著しい支障があると認められる場合

(収入の申告)

第19条 公営住宅の入居者は、毎年度、省令第8条に規定する方法により、市長に収入を申告しなければならない。

2 前項の規定による収入の申告の手続その他必要な事項は、規則で定める。

第3章 改良住宅及び従前居住者用住宅
(入居者の決定)

第30条 市長は、改良住宅には、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅へ

(収入の申告)

第19条 公営住宅の入居者は、毎年度、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条に規定する方法により、市長に収入を申告しなければならない。

2 前項の規定による収入の申告の手続その他必要な事項は、規則で定める。

第3章 改良住宅及び従前居住者用住宅
(入居者の決定)

第30条 市長は、改良住宅には、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅へ

の入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの（暴力団員等を除く。）を入居させなければならない。

2 市長は、前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、改良法第29条第1項の規定により準用する法第22条から第24条まで及び法第25条第1項の規定に基づき選考して、当該改良住宅の入居者を決定する。

3 市長は、従前居住者用住宅には、住宅市街地整備総合支援事業等の実施に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者（暴力団員等を除く。）を入居させなければならない。

4 市長は、前項の規定により従前居住者用住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、法第22条から第24条まで及び法第25条第1項の規定を準用し選考して、当該従前居住者用住宅の入居者を決定する。

5 第17条の規定は、第2項の規定による改良住宅及び前項の規定による従前居住者用住宅の入居者の決定について準用する。

（同居の承認等）

第36条 改良住宅等の入居者は、当該改良住宅等の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 改良住宅等の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅等に居住することができる。

3 第18条の2の規定は第1項の承認について、第18条の3の規定は前項の承認について準用する。

第4章 厚生住宅及び共同住宅
（入居者資格）

の入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの____を入居させなければならない。

2 市長は、前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、改良法第29条第1項の規定により準用する法第22条から第24条まで及び法第25条第1項の規定に基づき選考して、当該改良住宅の入居者を決定する。

3 市長は、従前居住者用住宅には、住宅市街地整備総合支援事業等の実施に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者____を入居させなければならない。

4 市長は、前項の規定により従前居住者用住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、法第22条から第24条まで及び法第25条第1項の規定を準用し選考して、当該従前居住者用住宅の入居者を決定する。

5 第17条の規定は、第2項の規定による改良住宅及び前項の規定による従前居住者用住宅の入居者の決定について準用する。

（同居の承認等）

第36条 改良住宅等の入居者は、当該改良住宅等の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 改良住宅等の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅等に居住することができる。

第4章 厚生住宅及び共同住宅
（入居者資格）

第37条 厚生住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める者（暴力団員等を除く。）でなければならない。ただし、市長が認める単身者にあつては、この限りでない。

(1) 単身老人向住宅 親族及び身寄り（以下「親族等」という。）が全くないか、又は親族等があつても当該親族等と同居することができない事情にある年齢が満50歳以上の単身者（老人福祉法（昭和38年法律第133号）による施設への収容措置を要しない者に限る。）のうち現に住宅に困窮していることが明らかかな者であつて、小樽市に住所を有し、かつ、収入の額が規則で定める金額を超えないもの

(2) 単身寡婦向住宅 年齢が満45歳以上満65歳未満の寡婦である単身者のうち現に住宅に困窮していることが明らかかな者であつて、小樽市に住所を有し、かつ、収入の額が規則で定める金額を超えないもの

2 共同住宅に入居することができる者は、小樽市に住所を有し、かつ、法第23条に定める入居者資格と同様の資格を有する者（暴力団員等を除く。）でなければならない。

第6章 補則

（入居の許可等に係る意見聴取）

第55条の2 市長は、第4条の許可又は第18条の2、第18条の3若しくは第36条第1項若しくは第2項（同条の規定を第41条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の承認をする場合は、市営住宅に入居しようとする者、同居者又は同居しようとする者が暴力団員であるかどうかについて、小樽警察署長の意見を聴くことができる。

2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であるかどうか

第37条 厚生住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める者____でなければならない。ただし、市長が認める単身者にあつては、この限りでない。

(1) 単身老人向住宅 親族及び身寄り（以下「親族等」という。）が全くないか、又は親族等があつても当該親族等と同居することができない事情にある年齢が満50歳以上の単身者（老人福祉法（昭和38年法律第133号）による施設への収容措置を要しない者に限る。）のうち現に住宅に困窮していることが明らかかな者であつて、小樽市に住所を有し、かつ、収入の額が規則で定める金額を超えないもの

(2) 単身寡婦向住宅 年齢が満45歳以上満65歳未満の寡婦である単身者のうち現に住宅に困窮していることが明らかかな者であつて、小樽市に住所を有し、かつ、収入の額が規則で定める金額を超えないもの

2 共同住宅に入居することができる者は、小樽市に住所を有し、かつ、法第23条に定める入居者資格と同様の資格を有する者____でなければならない。

第6章 補則

かについて、小樽警察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

第55条の3 市長は、前条の規定による意見が述べられた場合において市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者又は同居者に対し、市営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

改正条例附則

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。